

居宅介護支援重要事項説明書

(2024 年 2 月 1 日現在)

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口（何でもお尋ねください）

電 話 0773-20-2221(代表) (月～金／午前 8：30～午後 5：30 まで)

担 当 井上 みさ、尾嶋 信子

2. ミストラル介護センターの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

開設者	株式会社 ミストラルサービス
事業所名	ミストラル介護センター
所在地	京都府福知山市長田大野下 2737-12
介護保険指定番号	2672600034
サービスを提供する地域※	福知山市、綾部市

※ 上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	その他	計
管理者	1 名			1 名
介護支援専門員	6 名	3 名		9 名
事務職員	1 名			1 名

(3) 営業日、営業時間

営業日	月 ～ 金（午前 8：30～午後 5：30）
休 日	土・日、8/13～15、12/30～1/3（但し、事前の申し入れにより対応可能）

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなり全額負担となった場合、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、住所地の市町村の窓口に出しますと、払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前記 2 の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外での居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費（実費）は利用者負担とします。なお、自動車を使用した場合の交通費は実施地域を越えた地点から訪問先までの距離に応じ請求するものとし、1 キロメートルあたり 40 円で算出させていただきます。その際、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとします。

4. 当社の居宅介護支援の運営方針等

(1) 運営の方針

公正、中立な立場で地域の社会的資源と連携をとり要介護者の生活をあらゆる角度から支援すると共に、常に最良の支援がとれるよう状況管理に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・介護、福祉に関する相談
- ・ケアプラン作成及び管理

(3) 居宅サービス計画における居宅サービス事業所の選定について

- ・利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事ができ又、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が出来る事を説明しました。
- ・居宅介護支援サービスの提供にあたり、当事業所が前 6 ヶ月間に作成した居宅サービス計画(ケアプラン)総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の記載された割合、並びに前 6 ヶ月間に作成したケアプランに記載された訪問介護等の回数の内同一のサービス事業者によって提供された割合を別紙にて説明しました。

5. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

担当 管理者 井上 みさ

電話 0773-20-2230 (直通) FAX 0773-20-2224

受付日 月～金曜日 (但し、12月30日～1月3日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

*24時間連絡がとれるよう上記以外の時間帯におきましては管理者へ連絡がとれる体制になっております。(0773-20-2230より転送受付)

(2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び京都府国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 福知山市高齢者福祉課 介護保険係 0773-22-6111

イ 綾部市高齢者介護課 0773-42-3280

ウ 京都府国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会) 075-354-9090

6. サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、御家族、関係する事業者等へ連絡をいたします。

8. 事故発生時の対応について

万が一、人身又は物損等の事故が生じた場合、速やかに救急救命措置及び二次災害を防止する措置を講ずるとともに、再発防止に努めます。なお、当事業所に責がある場合、誠心誠意をもって損害賠償と問題解決にあたります。

9. 個人情報の取り扱いについて

居宅介護支援 契約書の第 13 条に定める秘密の保持といえども、サービスの改善や状況確認のため、サービス担当者会議等において利用者およびその家族の個人情報を契約有効期間中に用いさせていただきますのであらかじめ同意しご了承ください。

10. 第三者評価の実施について

- ・ 実施の有無 有り
- ・ 実施日 令和 3 年 12 月 14 日
- ・ 評価機関名 NPO 法人きょうと介護保険にかかわる会
- ・ 評価結果 当社ホームページに掲載

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 京都府福知山市長田大野下 2737-12

ミストラル介護センター

代表者 渡辺 哲也

(説明者) _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 (住所)

(氏名) _____

代理人 (住所)

(後見人又は家族代表者)

(氏名) _____